



茨城県報

第 676 号

令和 8 年 (2026 年) 1 月 5 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲量の設定 (漁政課) 1
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) 2

公 告

- 県営土地改良事業計画 (農村計画課) 2
- 県営土地改良事業計画の変更 (2 件) (農村計画課) 3
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 3

(警 察 本 部)

- 入札公告 4

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 (4 件) 9

告 示

茨城県告示第 1 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における同項に掲げる数量を令和 7 年 12 月 19 日付けで次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 1 月 5 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

令和 8 管理年度 (令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの期間をいう。) における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる数量

第 1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準 目安数量 100 トン未満
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県まあじ漁業に全量を配分する。

第 2 まいわし太平洋系群

茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

茨城県海面におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえ縄漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 8 年 1 月 5 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 清 水 信 宏

（操業の承認）

- 1 茨城県海面（以下「海面」という。）において、はえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

（承認対象漁船）

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数 3 トン以上 5 トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前年、海面において当該漁業の操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

（制限又は条件）

- 3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯 35 度 57 分 14.79 秒、東経 140 度 39 分 45.89 秒）から真方位 60 度の線以南の海面においては、12 月 15 日から翌年 3 月 15 日までは操業してはならない。

- (2) 操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線 20 メートル以浅の海面においては操業してはならない。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線 10 メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。
- ③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面又は鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位 60 度の線より北の海面においては操業してはならない。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定する。

- (3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

（漁獲実績報告書の提出）

- 4 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ翌年の 2 月末日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

（承認の取り消し）

- 5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

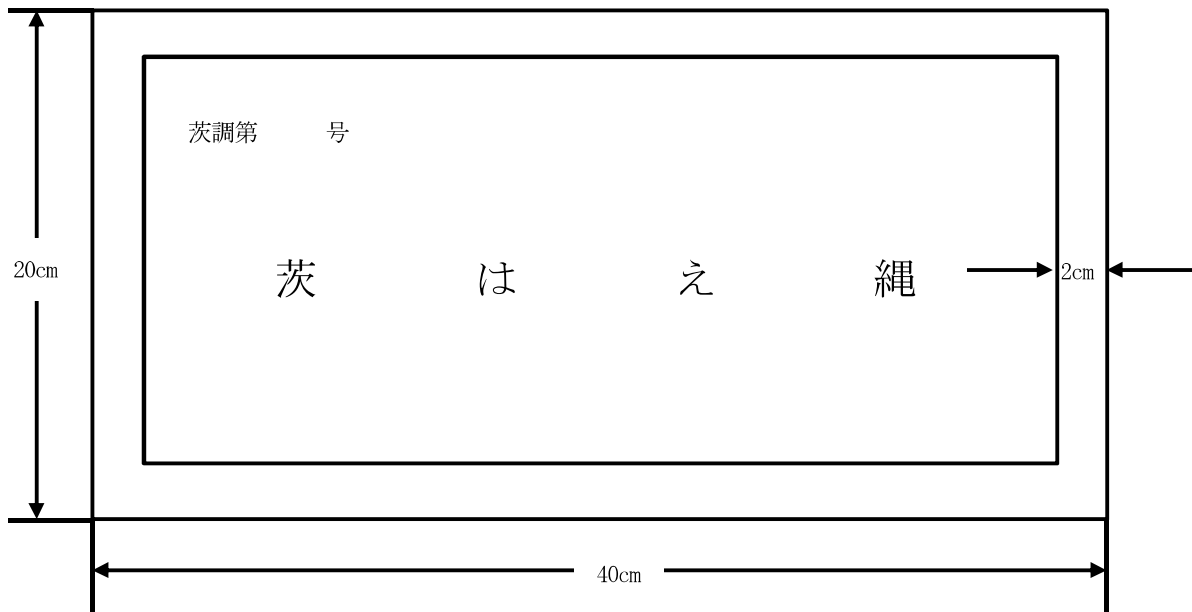
（指示の有効期間）

- 6 この指示の有効期間は、令和 8 年 3 月 16 日から令和 9 年 3 月 15 日までとする。

（取扱の細目）

- 7 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、はえ縄漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

はえ縄漁業委員会指示取扱要領

令和 8 年 1 月 5 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号によるはえ縄漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

（申請書の提出）

- 1 はえ縄漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめの上、操業承認申請総括表（別記様式第 2 号）と副申書（その他、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、その同意書）を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

（1）申請理由書

（2）漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）

（3）前年の水揚げ実績を証する書面（委員会指示 4 に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

（承認申請書の提出期限）

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として令和 8 年 2 月末日までとする。

（承認証の交付）

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第 3 号）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第 4 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第 5 号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

（漁獲実績報告書）

- 6 委員会指示第 4 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 1 号

は え 縄 漁 業 操 業 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

委員会指示に基づくはえ縄漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

はえ縄漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

[illegible]

様式第 3 号（茨城県内に根拠地を有する漁船の場合）

茨調第 号	
は え 縄 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
承 認 有 効 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制 限 又 は 条 件	（１） 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯 3 5 度 5 7 分 1 4 . 7 9 秒、東経 1 4 0 度 3 9 分 4 5 . 8 9 秒）から真方位 6 0 度の線以南の海面においては、1 2 月 1 5 日から翌年 3 月 1 5 日までは操業してはならない。 （２） 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線 2 0 メートル以浅の海面においては操業してはならない。 （３） 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線 1 0 メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。 （４） 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会 長	

様式第 3 号（茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船の場合）

茨調第 号	
は え 縄 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
承 認 有 効 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制 限 又 は 条 件	（1） 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面においては、1 2 月 1 5 日から翌年 3 月 1 5 日までは操業してはならない。 （2） 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあつては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面においては操業してはならない。 （3） 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面における、等深線 2 0 メートル以浅の海面においては操業してはならない。
	又は （1） 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯 3 5 度 5 7 分 1 4 . 7 9 秒、東経 1 4 0 度 3 9 分 4 5 . 8 9 秒）から真方位 6 0 度の線以南の海面においては、1 2 月 1 5 日から翌年 3 月 1 5 日までは操業してはならない。 （2） 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあつては、鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位 6 0 度の線より北の海面においては操業してはならない。 （3） 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位 6 0 度の線以南の海面における、等深線 2 0 メートル以浅の海面においては操業してはならない。
	共通（4） 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会 長	

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

はえ縄漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第 5 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

はえ縄漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

様式第 6 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏名又は名称

はえ縄漁獲実績報告書

船名		登録番号		総トン数		操業期間	月 日から 月 日まで
----	--	------	--	------	--	------	--------------------------------------

操 業 状 況

操業日数	漁 獲 量							金額	備考
	ひらめ	かれい類	すずき	あいなめ		そ の 他	計		
月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	千円	
日									
計									

注 茨城県海面における操業について、1 月分から 1 2 月分までの月別に集計した合計数を実績のある月ごとに記載すること。